

## 令和8年度 台湾市場向けプロモーション活動業務委託 仕様書

### 1 業務名

令和8年度 台湾市場向けプロモーション活動業務

### 2 目的

台湾市場を対象に、台湾マーケットにおいて個人旅行に訴求する効果的なWEB/SNS媒体等を選定し、プロモーションを展開することにより埼玉県（以下「県」という。）への観光客誘致を図る。

### 3 委託期間

契約日から令和9年3月19日(金)まで

### 4 委託業務概要

- (1) WEB/SNS 媒体等を活用したデジタルプロモーションの実施
- (2) その他独自提案

### 5 業務の内容

以下の業務について、県を訪問する台湾観光客の特徴および対象となる埼玉県外国人観光客誘致推進協議会（以下「協議会」という。）会員自治体（別表1）の特徴を踏まえ、実施すること。

#### (1) WEB/SNS 媒体等を活用したデジタルプロモーションの実施

以下のとおり、「旅マエ」におけるアプローチにより協議会会員自治体を周遊することを目的とした、デジタルプロモーションを実施すること。

- ア 台湾市場を対象に、台湾マーケットにおいて関東地区に訪日旅行を計画している「旅行見込み客」に訴求する効果的な既存のWEB/SNS 媒体等を選定し、掲載を提案すること。
- イ アにて選定したWEB/SNS 媒体等に特集ページを作成し、全ての協議会会員自治体の観光情報の掲載をすること。特集ページ数に制限は設けず、提案に含めるものとする。
- ウ 特集ページには主にモデルコースを掲載することとし、少なくとも半数以上の協議会会員自治体の観光コンテンツをモデルコースに組み込み、旅行者の周遊を促進する内容とすること。モデルコースの数については、制限はないため、魅力的なモデルコースになるようコース数も含めて提案すること。モデルコースに組み込んでいない協議会会員自治体の観光情報についても、何らかの形で特集ページに掲載すること。
- エ 特集ページは、文章や画像等を中国語（繁体字）で作成し、日本語に翻訳したものを確認用として用意すること。また、デザイン・内容については協議会と協議のうえ決定することとし、これらは掲載や投稿をする前に、協議会及び関係する協議会会員

自治体の確認を得ること。

オ モデルコースに組み込む観光コンテンツについて、現地取材を行う場合は、受託者が協議会会員自治体と調整した上で決定することとし、素材の提供を受ける場合も同様とする。なお、取材に係る費用はすべて見積額に含め、取材先へのアポイントメント等は受託者が実施すること。

カ アにて作成した特集ページについて、デジタルプロモーション等を活用し観光情報の発信をすること。

キ 契約満了後も特集ページの公開を継続する場合は、掲載内容を随時最新情報に更新すること。公開を終了する場合は、情報が残置されないようウェブサーバのデータを論理消去すること。

ク その他、定められた予算の範囲内において、特集ページの閲覧数増加に向け、魅力的かつ効果的にプロモーションをする手法があれば提案し協議会と協議の上、実施すること。

## (2) その他独自提案

(1) の他、協議会員の魅力発信や県内周遊、滞在時間の延長等に資するデジタルプロモーション実施や、インフルエンサー等を活用した SNS による観光情報発信等の独自の提案がある場合は記載すること。

## 6 K P I 設定

5 (1) 及び (2) について、それぞれ達成可能と思われる目標値を設定すること。K P I は定量的に計測可能な項目とすること。

## 7 活動報告

- (1) 業者決定通知後、速やかに協会と協議を実施し、実施計画書をもとに体制、年間制作スケジュール、役割分担について提示、説明を行うこと。
- (2) 協会と受託者とで、業務の進捗毎に報告会を実施すること。
- (3) WEB 会議を実施する場合は、会議環境は受託者が提供すること。
- (4) 報告会が実施できない場合は、協会と受託者とで別途協議すること。

## 8 事業実施報告書の作成及び提出

事業の完了にあたっては、協議会に対して実施状況の報告書を作成し提出するとともに、報告会を実施すること。なお、報告に際しては、次の事項に留意すること。

- (1) プロモーション事業実施内容の詳細
- (2) 投稿記事等の掲載
- (3) 事業効果 (P V 数、リーチ数、エンゲージメント数、AI 検索による流入数等)
- (4) 投稿結果を踏まえた総合的な分析と施策提言

## 9 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守するとともに、ステルスマーケティング対策として必要な表示を行うこと。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は県に返還するものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (8) 本件受託の履行に伴い発生する成果物（レポート）等に対する著作権、肖像権等は原則として全て連携自治体に帰属する。
- (9) 投稿記事及び画像については、事業実施時点で協議会員である自治体の事業や広報活動で使用する場合において受託者及び投稿者本人の許可なく利用できるものとし、協議会員である自治体が成果物を使用する際に、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議により決めるものとする。

(別表1) 協議会会員一覧

団体名					
さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市
所沢市	飯能市	本庄市	春日部市	鴻巣市	草加市
越谷市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市	幸手市
日高市	伊奈町	嵐山町	小川町	吉見町	横瀬町
皆野町	長瀨町	小鹿野町	東秩父村	寄居町	

